

諮問第五十五号

会社法制に関する次の事項につき、改正の要否及び改正を要するとした場合にはその要綱を示されたい。

- 一 会社の選択により、株券を発行しないことができるものとする事
- 二 株式会社の行う公告を電子的に行うことができるものとする事